

香取市地域公共交通協議会 (第58回協議会資料)

目 次

議 事

- (1) 交通不便地域指定の申請について 1

参 考

- (1) 令和7年度地域内フィーダー補助の対象路線について . . . 3

議事（１） 交通不便地域指定の申請について

香取市では、国土交通省の地域公共交通に係る補助金（地域公共交通確保維持改善事業）のうち、地域内フィーダー系統確保維持補助金（以下、「地域内フィーダー系統補助」）を活用し、香取市循環バスの一部路線、香取市乗合タクシーの運行の維持を行っている。

地域内フィーダー系統補助金は、国土交通省による交通不便地域の指定または過疎地域（過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法で示される地域）が補助要件となっている。香取市では、一部過疎（旧佐原町、旧山田町、旧栗源町）または交通不便地域の指定を受けている地域（旧小見川町の一部）が対象となる。交通不便地域の指定は、地域内フィーダー系統確保維持費補助を受けて運行される系統の利用を前提とする地域であって、半径１キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が在しない地域を指している。

現在の交通不便地域は、小見川地区の一部が指定されており、指定期間は令和３年１０月から令和８年９月まで（５年間）となっている。令和６年１０月からの路線バス、循環バスの路線見直しに伴い、交通不便地域を見直しする必要が生じたため改めて指定申請を行うものである（期間の終期は変わらない）。

交通不便地域の指定は、道路運送法施行規則第９条の２に基づく地域公共交通会議（香取市地域公共交通協議会）において、協議し、承認を得る必要がある。

地域公共交通確保維持改善事業に関する交通不便地域の指定に係る審査方針の規定により、「交通不便地域指定申請書」を作成したので、その内容を協議する。

※別添資料１「交通不便地域指定書」をご参照ください。

■交通不便地域指定の申請概要

○指定を受けようとする期間：

令和６年１０月１日から令和８年９月３０日

○指定を受けようとする地域名：

千葉県香取市小見川（一部）、八日市場、野田、本郷、下小川、新々田、入会地、下小堀、分郷、虫幡、木内、上小堀、阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川頭、北原地新田、五郷内、和泉、貝塚、阿玉台、久保

※JR 成田線「小見川駅」「笹川駅」及び千葉交通（株）路線バス「府馬線」、高速バス「銚子東京線」、東庄町おでかけ号、神栖市コミュニティバスの停留所から半径１キロメートルの区域を除く。

○指定を受けようとする交通不便地域に導入する地域内フィーダー補助の対象路線

- ・香取市循環バス（小見川市街地ルート（北西ルート））
- ・香取市循環バス（小見川市街地ルート（南西ルート））
- ・香取市循環バス（小見川市街地ルート（北東ルート））
- ・香取市循環バス（山田ルート）
- ・小見川乗合タクシー（小見川中央・東・南地区全域）

※対象路線については、参考１「令和７年度地域内フィーダー補助の対象路線」も併せてご参照ください。

参考（１） 令和７年度地域内フィーダー補助の対象路線について

香取市では、令和７年度（対象期間：令和６年１０月１日から令和７年９月３０日まで）の地域内フィーダー補助の計画について、第５５回香取市地域公共交通協議会（令和６年６月２５日開催）で承認をいただき、関東運輸局に提出している。対象路線のうち、対象とすべきであった香取市乗合タクシー（小見川地区の一部で運行）の記載が欠如していたこと等により、本協議会の会長の確認を経て、令和７年度地域内フィーダー補助の対象路線を差し替えし、関東運輸局に提出している。

令和７年度地域内フィーダー補助の対象路線については、次のとおりとする。

■令和７年度地域内フィーダー補助の対象路線

差し替え前	差し替え後	備考
香取市循環バス（小見川市街地ルート（北西ルート））	香取市循環バス（小見川市街地ルート（北西ルート））	
香取市循環バス（小見川市街地ルート（南西ルート））	香取市循環バス（小見川市街地ルート（南西ルート））	
香取市循環バス（小見川市街地ルート（北東ルート））	香取市循環バス（小見川市街地ルート（北東ルート））	
香取市循環バス（山田ルート）	香取市循環バス（山田ルート）	
香取市循環バス（佐原市街地ルート（東側ルート））		対象から削除
香取市循環バス（佐原市街地ルート（西側ルート））	香取市循環バス（佐原市街地ルート（西側ルート））	
香取市循環バス（佐原市街地ルート（北佐原・新島ルート））		対象から削除
	香取市乗合タクシー	対象に追加